

子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目の一部を改正する件（案）等に関する御意見の募集について

令和8年7月24日
こども家庭庁成育局保育政策課
支援局家庭福祉課

子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目の一部を改正する件（案）等について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和8年7月24日（金）～令和8年8月6日（木）（必着）

2. 御意見募集対象

子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目の一部を改正する件（案）等について（概要）

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目の一部を改正する件（案）等に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：kateifukushi.kikaku1[atmark]cfa.go.jp

「こども家庭庁支援局家庭福祉課企画係」宛て

※ スпамメール防止のため@を「[atmark]」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願い

します。

- ※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、
（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、
ご協力の程よろしくお願いいたします。
- ※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添
付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイ
クロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルによ
り提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問
合せください。）。
- ※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて
10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-6003 東京都千代田区霞ヶ関 3－2－5 霞が関ビルディング20階
こども家庭庁支援局家庭福祉課企画係宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名、
住所及び連絡先を、法人の場合は、法人名、所在地及び連絡先を記入してくだ
さい（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用しま
す。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、
氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますの
で、あらかじめ御了承願います。